

2-23-13

国王尚敬の、接貢のため存留通事梁琴等に付した執照

(乾隆四《一七三九》、十、二十七)

琉球国中山王尚(敬)、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、乾隆三年冬、特に耳目官向維豪・正議大夫蔡墉等を遣わし、表文・方物を齎捧し、官伴・水梢を率領し、船二隻に駕して閩に來たる。已經に福建等処承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴き、聖禮を叩祝せんとす。進京の官伴及び存留の官伴を除くの外、所有の両船の員役は、慶賀王舅向啓猷等と共に本年八月内に帰国す。今、旧例に遵い、特に都通事鄭秉哲等を遣わし、官伴・水梢共に八十八員名を率領し、海船一隻に坐駕し、前みて福建に赴きて、恭しく勅書併びに欽賜の物件、及び京より回る貢使向維豪等を接えるの外、附搭せる漂海の難夷朝鮮国の人氏、共に二十名を解送して前來す。

所抛の差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府、札字第三十五号の半印勘合執照を給し、存留通事梁琴等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨官軍の驗実如遇えば、即便に放行し、留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 鄭秉哲 跟伴四名

使者二員 温啓泰 跟伴八名  
毛廷器

存留通事一員 梁琴 跟伴六名

管船夥長・直庫二名 林大模 馬利国

水梢共に六十四名

右の執照は存留通事梁琴等に付し、此れを准ず  
乾隆四年(一七三九)十月二十七日

注(1) 今 校訂本は「全」だが「今」の誤りか。

(2) 梁琴 康熙三十七〜乾隆十四年(一六九八〜一七四九)。久米村系梁氏十一世(古謝家)。名嘉地里之子親雲上。雍正二年、讀書習礼のため福建に赴く。乾隆四年の接貢の存留通事、十三年の都通事となる(『家譜(二)』八一〜四頁)。

(3) 温啓泰 渡名喜親雲上紹方(『家譜(二)』六二〇頁、鄭秉哲の譜)。乾隆四年の使者。『宝案』では雍正元年の使者(卷一三)としても名がみえる。

(4) 管 底本(県図本)は一字欠、台湾本は「在」とするが「管」か。

(5) 林大模 乾隆四年の管船夥長。

(6) 馬利国 乾隆四年、六年(卷二四)、十二年(卷二八)の管船直庫。